

村山市農業委員会総会会議録（第8回）

1. 期日 令和4年8月12日(金) 午前10時～
2. 場所 全員協議会室
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（18名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（0名）

—	—	—	—
—	—	—	—

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

- 議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第37号 村山市農用地利用集積計画について
- 議第38号 村山市農業振興地域整備計画の変更について

5. 報 告

- 報第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第22号 非農地証明願について
- 報第23号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

- 事務局長 三澤 智之
- 農地農政係長 猪藤 潤
- 事業推進係長 大室 市郎

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

今日は、総会のご出席ありがとうございます。

8月3日から4日にかけての大雨による被害については、特に置賜地方で増水等大変な被害があった。村山市でもある程度の被害はあったが最小限に留まっていると感じている。今後、更なる天災が来ないように願うのみ、皆さんは気を引き締めて農作物の収穫に向けて、よろしくお願ひします。

また、政府の閣僚も交代したようで、農林水産大臣には野村哲郎氏が就任した。いままで農林関係に頑張ってくれた方らしい。今後とも、農林業などの振興について声を上げていきたい。

さる7月11日には、県農業会議の五十嵐会長から吉村県知事宛てに要請活動を行ったようだ。JAも肥料資材高騰対策本部を立ち上げたようだ。うまく対策をとって欲しいと思います。

それでは、第8回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございまして指名させていただきます。

15番 太田 一男 、 16番 佐藤 善洋

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は38番から41番の4件で、所有権の移転が3件、使用貸借権の設定が1件となります。地目、面積は田2,579㎡、畑5,711.03㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号38番から41番の案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。なお、現地調査(8月3日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第34号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第4条の許可申請は、6番の1件で、畑336㎡となります。

詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号6番は、自己所有の農地を「宅地造成」するため、許可申請するものです。造成後は、孫が住宅を建築する予定であり、孫とは使用貸借契約を結びます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域「第2種住居地域」が定められていることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。また、一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写し等で確認しております。

この案件について、8月3日に現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしており許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 35 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、15 から 17 番の 3 件で、地目、面積については、田 1541 m²、畑 344 m²になります。

詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 15 番は、農地を「一般住宅」として整備するため、所有権を移転するものです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域「第 1 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写し等で確認しております。

申請番号 16 番は、農地を宅地と合わせて「一般住宅」として整備するため、所有権を移転するものです。全体の事業面積は 563.13 m²となります。

農地区分は、申請農地から 300m 以内に公共施設(市役所の支所「富本地域市民センター」)があることから、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある「第 3 種農地」と判断され、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融業者の事前審査結果通知書により確認しております。

申請番号 17 番は、譲受人の居宅に隣接している農地に、「一般住宅」を建て替え、「資材置場」を増設するため、所有権を移転するものです。

農地区分は、農地の規模がおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。立地基準については、集落において居宅に隣接した農地に住宅を新築することから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当するものです。一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明書で確認しております。

以上の案件について、8月3日に現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第36号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第37号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号263番から279番の16件で、申請内容は、所有権移転が13件、利用権設定の新規が2件、再設定が1件となります。

地目ごとの内訳は、田が7,600㎡、畑12,582㎡の計20,182㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、263番から279番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件あります。

まずは、委員案件275番を除いた、263番から274番、276番から279番までの15件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、263 番から 274 番、276 番から 279 番までの 15 件について、原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 37 号の 263 番から 274 番、276 番から 279 番までの 15 件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、275 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

1 番委員は、ご退席願います。

(1 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、275 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 37 号の、275 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

1 番委員はご着席ください。

(1 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 37 号は、原案のとおり全て可決決定されました。

続きまして、議第 38 号「村山農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

村山市長より村山農業振興地域整備計画の変更 2 件について意見を求められております。18 ページをご覧ください。

変更内容は、3 件とも除外であります。地目は田 1,850 m²、畑 2,299 m² 合計 4,149 m²、1 番は

資材置場、雪押し場の整備、2番が機械などの置場（資材置場）の造成です。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、よろしくお願いします。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、村山農業振興地域整備計画の変更2件の案件を説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第38号は、原案の通り可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第21号から報第23号までについて、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第22号「非農地証明願について」、報第23号「農地改良届出について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号63番から88番の26件で、田が2,194㎡、畑が12,382㎡です。事由は貸し人の都合によるものが26件です。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、17番から20番の4件で、台帳地目で田5,575㎡、畑5,319㎡です。申請内容は、いずれも20年以上前から自然条件の変化や耕作不便等により、原野化し農地性が失われたものであります。8月3日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、7番の1件で、田が1,932㎡です。申請の目的は、盛土により耕作条件を整備し、畑地として利用する内容です。

8月3日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第 21 号、報第 22 号、報第 23 号の 3 件について報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議案第 34 号から議案第 38 号までの 5 件、報告の報第 21 号から報第 23 号までの 3 件について、終了します。

終了 午前 10 時 45 分